

平成29年10月6日

依頼者 殿

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町二丁目4番

ユニオンビル4階

カクイ法律事務所

TEL 03-5298-2031 FAX 03-5298-2032

弁護士 村本 道夫

弁護士報酬等説明書

ご依頼事件に関する当事務所の弁護士報酬等について、以下のとおりご説明致します。

【着手金について】

1 着手金は、事件処理の着手の対価としてお支払いいただくものです。したがって、事件への着手は、原則として着手金をご入金いただいてからになります。

2 着手金は、事件ごとにいただきます。

たとえば、交渉事件と調停事件、訴訟事件

訴訟事件と強制執行申立事件

訴訟事件（第一審）と訴訟事件（控訴審）

訴訟事件（控訴審）と訴訟事件（上告審）

は、いずれも別事件となります。これを一連の手続とみて改めて着手金をいただかないこともあります。

また交渉事件から引き続き訴訟事件へ移行する場合等、事件に関連性がある場合は、後の事件について割引きをすることがあります。

3 着手金の算定の基礎となる「経済的利益」とは、その訴訟で請求する金額（金銭請求ではない場合は当該請求の価値）、もしくは請求されている金額（金銭請

求でない場合は当該請求の価値)をいいます。

なお、「経済的利益」が算定不能の場合は、原則として800万円として扱います。

【報酬金について】

報酬金は、事件処理が終了した場合(判決、和解成立、示談成立等の場合)に、事件により得られた経済的利益の額の程度により、お支払いいただくものです。

【日当について】

日当は、弁護士がその仕事のために出張をしなければならない場合等に、その事件に拘束される対価としてお支払いいただくものです。

【実費について】

実費は、印紙代・郵券代・謄写料、交通費、通信費、宿泊料等に充当する費用です。その他に、手続によっては、保証金、供託金などにあてるために一定金額をお預かりする場合もあります。